

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

目次

- はじめに
- 新規ガイダンスの背景及び主要規定

一度目は見送り、二度目は評価する

FASB が特定の私的会社 ASU の発効日及び移行措置を変更

アンドリュー・ウィンターズ(Andrew Winters) 及びエルミール・ベルベリ(Ermir Berberi) (デロイト&トウシュ LLP)

はじめに

2016年3月7日、FASB は ASU2016-03¹を発行した。これは、私的会社(private company)に、彼らが当 ASU の範囲内の私的会社の代替会計処理を初めて選択する時点で、選好性評価を見送る、一度限りの無条件の選択肢を提供するものである。それはまた、当 ASU の範囲内である私的会社の代替会計処理の発効日を除去し、当該代替会計処理に係る移行ガイダンスを無期限に延期する。

当新規ガイダンスは即時に発効し、ASU2014-02²、2014-03³、2014-07⁴及び 2014-18⁵の範囲内の全ての私的会社に影響を与える。新基準は、ASU2014-07 及び 2014-08 における移行ガイダンスを延長するが、それは、当該ガイダンスが適用される方法を変更するものではない。

新規ガイダンスの背景及び主要規定

選好性

新規ガイダンスより前は、私的会社が、代替会計処理の発効日より後に当該代替処理を選択する場合、当該会社は、ASC250⁶に準拠した当代替処理に関する選好性評価の実施が要求されていた。

しかしながら、私的会社の利害関係者は、(1)その発効日までに、代替会計処理を私的会社が選択することを、次善の選択肢とならしめる特定の事実又は状況、又は(2)私的会社が、代替会計処理が既に発効されたことに気付かないシナリオに関する懸念を表明した。

¹ FASB Accounting Standards Update No. 2016-03, *Effective Date and Transition Guidance*.

² FASB Accounting Standards Update No. 2014-02, *Accounting for Goodwill*.

³ FASB Accounting Standards Update No. 2014-03, *Accounting for Certain Receive-Variable, Pay-Fixed Interest Rate Swaps – Simplified Hedge Accounting Approach*.

⁴ FASB Accounting Standards Update No. 2014-07, *Applying Variable Interest Entities Guidance to Common Control Leasing Arrangements*.

⁵ FASB Accounting Standards Update No. 2014-18, *Accounting for Identifiable Intangible Assets in a Business Combination*.

⁶ FASB Accounting Standards Codification Topic 250, *Accounting Changes and Error Corrections*.

したがって、新規ガイダンスでは、私的会社は、当該会社はその会計方針の選択として、代替処理の発効日より後に初めて代替会計処理を選択する場合、ASC250 に準拠した選好性評価の実施をもちや要求されない。しかしながら当該会社は未だ、ASC250 による全ての会計方針の変更と整合した方法で、その会計方針選択に対する事後的変更に関する当該評価の実施は要求されることになる。

のれん並びにデリバティブ及びヘッジに関連する PCC 代替会計処理に関する移行ガイダンスに対する影響

現在、私的会社は、ASU2014-02 の当初発効日より後ののれんに関して、ASU2014-02 における代替会計処理を将来に向かって適用することは認められていない。これは ASC250 が、彼らに、当該適用が実務的に不可能である場合を除き、会計原則の変更を遡及的に適用することを要求しているためである。しかしながら、代替会計処理の遡及的適用は、コストが高く、かつ ASU2014-02 が提供すると意図されていた救済措置を無効ならしめかねない。したがって、ASU2016-03 における移行措置規定は、代替会計処理を将来に向かって適用することを、当該代替処理を発効日より後に選択する私的企業に要求している。

加えて、新規ガイダンスより前においては、私的会社は、ASU2014-03 の当初発効日より後に、既存のスワップに対するそのアプローチ(すなわち、移行時の例外)を適用することを、ASU2014-03 における簡素化ヘッジ会計アプローチの初度選択において容認されていなかった。ASU2016-03 は、ASU2014-03 における移行ガイダンスを無期限に延長する。しかしながら当移行措置例外は、簡素化ヘッジ会計アプローチの事後的選択には適用されない。

その他の移行ガイダンスに対する影響

ASU2016-03 は、ASU2014-02、2014-03、2014-07 及び 2014-18 の発効日を除去し、したがって、それらの ASU を即時に発効する。加えて、新規ガイダンスは、それらの ASU の移行措置規定を変更しないため、ASU2014-03 及び 2014-07 による代替会計処理は、当代替処理が選択された、最初の会計年度の期首時点で適用されなければならない。ASU2014-18 は、代替処理が選択された会計年度における最初の範囲内取引時点で適用されなければならない。

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください(www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、**US GAAP Plus** にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。